



日議文委発第19号

令和6年8月28日

日高市議会議長 鈴木健夫様

文教経済常任委員会

委員長 金子博



所管事務調査報告書

文教経済常任委員会は、下記のとおり所管事務調査を実施したので、その概要について報告します。

記

1 実施年月日

第1回	令和6年5月29日(水)	第2回	同年6月6日(木)
第3回	同年6月13日(木)	第4回	同年6月20日(木)
第5回	同年7月18日(木)	第6回	同年8月7日(水)

2 調査事項

日高市立武蔵台小中学校の制服自由化について

3 出席者

- (1) 委員 金子博 新井均 成田奈緒子 近藤沙織 横尾貴文
和田貴弘 三木伸也 大澤博行
- (2) 議長 鈴木健夫
- (3) 事務局 林政男 鈴木克明 金子砂知子 小山和也
- (4) 説明員 教育部職員(関係校長含む)

4 調査の経過

6月定例会期中及び閉会中(継続調査)において、事務調査(説明員からの説明・報告及び質疑、資料調査、委員間協議等)及び現地調査を行った。

5 調査の概要

日高市立武蔵台小中学校は、令和6年度から後期課程生徒（中学生相当）の制服を自由化し、制服、体育着（ジャージ含む。）、私服のいずれの服装の着用を認めることとした。このことは、県内公立中学校では初めての取組であり、制服自由化に係る経緯や効果等の実情・実態を把握するとともに、地域住民、市議会等への周知・理解促進の取組、他の市内学校への影響、市教育委員会の方針・方向性等を調査することを目的に所管事務調査を行った。

調査の概要は次のとおりである。

(1) 日高市立武蔵台小中学校の概要について

日高市立武蔵台小中学校（以下「武蔵台小中学校」という。）は、昭和55年に開校した武蔵台小学校と平成元年に開校した武蔵台中学校を統合し、令和5年4月に市内で初めての義務教育学校として開校した。

児童生徒数・学級数・教職員数（令和6年5月1日現在）

- ・児童生徒数 303人（後期課程生徒数 111人）
- ・学級数 13学級
- ・教職員数 30人

(2) 学校の設置・管理（教育委員会と学校・教職員の関係）について

学校の設置・管理は、教育委員会の職務権限とされ（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）第21条第1号）、また、学校は、地方公共団体が法律（学校教育法第3条）の定める設置基準に従い、設置しなければならない（地教行法第30条）。

なお、教職員の任命権は都道府県教育委員会に属し（地教行法第37条）、教職員の服務監督は市町村教育委員会に属する（地教行法第43条）（資料1）。

(3) 校則について

- ① 武蔵台小中学校における服装については、当該学校の校則において定められている。一般的な校則の性質、解釈等は、校則の見直し等に関する取組事例について（資料2）により示されている。また、制服に関しては、学校における通学用服等の学用品等の適正な取扱いについて（通知）（資料3）が通知されている。その内容の要旨は次のとおりである。

ア 校則の性質

校則は、学校が教育目的を実現していく過程において、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められるものである。

校則について定める法令の規定は特にないが、判例では、学校が教育目的を達成するために必要かつ合理的範囲内において校則を制定し、児童生徒の行動などに一定の制限を課することができ、校則を制定する権限は、学校運営の責任者である校長にあるとされている。

イ 校則の内容と運用

校則には、学業時刻や児童会・生徒会活動などに関する規則だけでなく、服装、頭髮、校内外の生活に関する事項など、様々なものが含まれている。校則の内容は、社会通念に照らして合理的とみられる範囲内で、学校や地域の実態に応じて適切に定められることとなるので、学校種や児童生徒の実情、地域の状況、校風など、学校がその特色を生かし、創意工夫ある定め方ができる。

ウ 校則の見直し

学校を取り巻く社会環境や児童生徒の状況は変化するため、校則の内容は、児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえたものになっているか、絶えず積極的に見直さなければならない。

エ 通学用服の選定等に当たっての留意事項

学校における通学用服の選定や見直しについては、最終的には校長の権限において適切に判断すべき事柄であるが、その選定や見直しを行う場合は、保護者等学校関係者からの意見を聴取した上で決定することが望ましいこと、教育委員会は所管の学校において通学用服の選定や見直しが適切に行われるよう、必要に応じて指導を行うこととされている。

② 主な質疑・答弁の要旨は次のとおりである。

- ・質疑 校則は何のためにあるのか。
- ・答弁 子どもたちが安心して学校生活を送るためのルールである。
- ・質疑 制服自由化（校則見直し）は、外部への周知の必要性は高いレベルのものであったのか、校長としての考えは。
- ・答弁 非常に高いレベルと考える。
- ・質疑 国通知によると、校則は社会通念に照らして、合理的と認められる範囲内で、学校や地域の実態に応じて適切に定めるとされているが、

制服の自由化は合理的な判断であったか。

- ・答弁 合理的な判断だと思っている。
- ・質疑 合理的でないという意見が出た場合はどうするか。
- ・答弁 今はそのような意見は耳に入っていないが、その声が大きければ考えていかなければならない。数年間見て、成果、課題が出てくるのでそのときは立ち止まって考える必要がある。
- ・質疑 制服自由化は、社会通念に合っているか。
- ・答弁 学校教育が始まって以来、制服ありきでずっと来ている。逆に制服はなぜ必要なのかと私（校長）は問いたい。

(4) 制服自由化の経緯について

制服自由化は、教職員、児童生徒及び保護者からアンケート等による意見聴取を行うとともに、武蔵台地区学校運営協議会（以下「学校運営協議会」という。）及び制服検討委員会（体育着・制服選定委員会から改称。以下「検討委員会」という。）における検討・協議を経て武蔵台小中学校の校長が決定したものである。

① 制服自由化に至る経緯

ア 令和4年6月8日開催（臨時）の学校運営協議会において、旧武蔵台中学校の校長から「義務教育学校開校にあたって、「制服がそもそも必要なのか」というところから、ゼロベースで見直すものである」旨の発議があり、制服見直しの取組が開始された。その後、教職員による検討、児童生徒、教職員及び保護者へのアンケート等を踏まえ、検討委員会で検討・協議が行われ、令和5年7月14日開催の同委員会にて制服見直しの方向性が決定された。

その決定結果は、令和5年8月2日開催の学校運営協議会に報告された後、武蔵台小中学校の校長（以下「校長」という。）において制服自由化が最終決定された。

制服自由化決定後、武蔵台小中学校では、保護者会への報告・説明、児童生徒の私服登校期間の設定、服装について考える授業の実施、他校への視察の実施等の令和6年4月からの制服自由化の開始に向けた準備を進めた。

イ 主な質疑・答弁の要旨は次のとおりである。

- ・質疑 制服自由化議論のきっかけとして、令和3年の学校運営協議会で「中学生が制服を着るのに違和感を感じる」という発言があったとのことだがそれに賛同の声があったのか。

- ・答弁 1名である。
- ・質疑 令和4年7月13日開催の学校運営協議会では「令和6年度以降廃止も含めて検討、最終的には校長が決定」と、同年6月15日開催の検討委員会では「9月以降熟議を重ねる」と、同年10月4日開催の同委員会で「制服は本当に必要なのかゼロベースで考えていきたい」となっているが、学校運営協議会と検討委員会での進み方に不合理な点があると思うが。
- ・答弁 検討委員会では体育着の選定を先行し、学校運営協議会ではその間、制服自由化の議論を行った。(このため、当初)同委員会へは校長自らの考えを述べるにとどめた。
- ・質疑 安価な制服として種類を増やしたりすることは検討したか。
- ・答弁 検討していない。
- ・質疑 制服自由化の時期が当初令和7年からだったのが1年前倒しの令和6年4月からになった理由は。
- ・答弁 業者との話合いで、在庫処分すること(を考慮して)令和7年度から開始の予定であった。その後保護者からの意見で「自由化が決まったのに何で1年以上も待たせるのか」の声があり、業者と再度の話合いの上、令和6年からの制服自由化に至った。
- ・質疑 開始時期が当初の予定どおり令和7年4月からであれば、もう少し議論したり、議会なり外部への周知、丁寧な説明にも至ったのではないか。
- ・答弁 その可能性もあったが、子ども、保護者とのやり取りの中で時期が修正されたもので、妥当なものであったと考える。
- ・質疑 教育委員会事務局は開始時期の前倒しを知っていたか。
- ・答弁 前倒しを把握していた。制服自由化は校則見直しの中でも大変重要な案件であり、学校が保護者や地域、生徒の意見等を踏まえて、適切なプロセスを経て決定する必要があったことから、事務局としては学校運営協議会の定例報告等を確認しながらその進捗を把握していた。しかし、学校が決める事項のため市長をはじめとする市長部局、市議会議員に伝える必要がないものと判断した。
- ・質疑 市長と教育長は開始時期が令和6年4月であることを認識していたか。

- ・答弁 令和6年3月19日発行の文化新聞を読み、制服自由化が令和7年から令和6年に前倒しになったことを知ったとのことである。
- ・質疑 連絡をしっかりと調整する体制を採るべきだったと思うが。
- ・答弁 そのとおりと考える。
- ・質疑 学校教育課内の連絡調整の改善策は。またその後の検証・評価・更なる改善は。
- ・答弁 教育部参事及び学校教育課長によるダブルチェックの確認・検討を行い、教育長の決裁を受ける。また、月1回の教育委員会部課長会で検証・評価を行い、新たな課題が生じた際にはチェック機能の一層の多重化など更なる改善を図る。
- ・質疑 もう少し校長の考えを分かってもらう時間、学校運営協議会などに正確な情報を周知する時間が必要だったのではないか。校長も言うように、とても大きな決断なので、やはり時間をかけた準備も必要だったのではないか。つまり時期はもう少し先というのもあったのではないか。
- ・答弁 1年分の制服にかかるお金を出さなければならないという保護者の意見を尊重した。おっしゃることもそのとおりだとは思う。

② 制服自由化の目的・内容について

ア 制服自由化は、学校の教育目標である「自立・創造・共生」を具現化する手立ての一つであり、学校（校長）としては、子どもたちが、場にあった服装について考えることが自立への1歩であり、これを機に子どもたちの自立を促していきたいと考えたとのことである。

制服自由化の内容は、次のとおりである。

- ・ 制服、体育着（ジャージ含む。）、私服のいずれの服装の着用を認める。
- ・ 入学式、始業式、卒業式などの儀礼的な行事、音楽会などの文化的行事その他定期テストや受験などの際には、場に応じた服装をするよう求めていく。

イ 主な質疑・答弁の要旨は次のとおりである。

- ・質疑 今後も継続的に制服は購入できるのか。
- ・答弁 在庫はないので、販売はしない。
- ・質疑 在庫処分の時期は。
- ・答弁 令和5年の2学期中頃からアナウンスした。

- ・ 質疑 在校生向けに引き続き制服が欲しい、着たいという希望者に販売したのか。
- ・ 答弁 そう認識している。
- ・ 質疑 販売がないのであれば制服を着たくても着れない。制服の「自由化」ではなくて「廃止」ではないのか。
- ・ 答弁 現在は制服が存続しているので制服自由化であり、先々リサイクルも途絶えてしまうと制服廃止になっていくと考える。
- ・ 質疑 制服を着たい生徒のためにリサイクルなど制服が確保できる取組が必要ではないか。
- ・ 答弁 いずれは廃止となり、そこまでの移行期間として捉えている。
- ・ 質疑 本当は制服が着たいのに着られなくなる恐れはないのか。
- ・ 答弁 子どもたちの主体性を尊重していきたい。
- ・ 質疑 今回は靴下、髪の毛等の規定もなくなったのか。
- ・ 答弁 あくまで制服の自由化のみである。
- ・ 質疑 制服の必要性を考える中で子どもたちに自主性を持たせる目的であれば、体育着、靴下、髪の毛のゴムなどは自由化にならないのか。
- ・ 答弁 髪の毛のゴム等は以前より緩やかになっており、体育着は総合的に判断してそろえている。

③ 児童生徒、保護者等学校関係者との意見調整、合意形成の状況について

ア 制服自由化の決定に至る過程において、教職員、児童生徒及び保護者へのアンケートの実施等により意見調整を図るとともに、保護者等への説明や検討委員会、運営協議会を通じた合意形成を図った。また、生徒へは、カジュアルマンス（1か月間服装自由）や特別事業を行うなど自ら考える時間を設け、制服自由化導入に向けた準備を進めた。

意見調整等の概要は次のとおりである。

- ・ 教職員へのアンケート実施（令和4年10月）
- ・ 児童生徒・保護者へのアンケート実施（令和5年2月）
- ・ カジュアルウィークの実施（同年5月）
- ・ 制服見直しに係る保護者会開催（同年6月）
- ・ 児童生徒・保護者へのアンケート実施（同年6月）
- ・ 教職員への経緯説明、アンケート・研修の実施（同年7月）
- ・ 検討委員会において方向性の決定（同年7月14日）

- ・学校運営協議会において方向性と今後の見通し報告（同年 8 月 2 日）
- ・教職員による千葉県印西市立西之原中学校視察（同年 9 月）
- ・保護者あて「制服見直しの結果について」通知（同年 9 月 8 日）
- ・地域住民あて「制服見直しの結果について」通知（同年 10 月 1 日）
- ・カジュアルマンス（1 か月間服装自由）・カジュアルマンス授業「私服登校 TP0 に応じた服装を考える」の実施（同年 11 月）
- ・9 年生保護者あて「9 年生の制服リサイクルについて」通知（令和 6 年 3 月）
- ・保護者あて「正装についての考え方について」通知（同年 3 月）

イ 主な質疑・答弁の要旨は次のとおりである。

- ・質疑 第 4 回検討委員会で「私服登校が実現すれば埼玉県で初めての取組となる。武蔵台から改革のきっかけをつくる」とあるが、制服見直しが良いことのようなバイアスがかかってしまうのではと感じる。ここに記載した理由は。
- ・答弁 当初制服は必要だと考えていた。新しい学校をつくりたい、さらには子どもたちのことを考えて、本当に制服を着用させることで子どもたちにとってプラスになるのかという思いがあった。仮にこれがもし制服自由化になれば県内 1 番目となるということで、一石を投じたい思いもあったことは確かである。
- ・質疑 2 回目のアンケート結果で、「必要」「どちらかという必要」と答えた割合は、児童生徒のうち 5、6 年生が 49.3%で、保護者が 45.3%であった。ほぼ半数に意見が分かれている印象である。その 2 週間後の 7 月 14 日開催の検討委員会で、半数近くが制服自由化に反対という中で、合意形成はどのようにされたのか。
- ・答弁 アンケートの結果を基に教職員の意見を聴き（6 割賛成）、検討委員会の考えを聴き、学校運営協議会での承認を得て、最終的には子どもたちのことを考えて決定した。
- ・質疑 児童生徒（5、6 年生）、保護者の 4、5 割が制服が必要ということだったが、教職員の意見を尊重したということか。
- ・答弁 児童生徒（7～9 年生）の意見が「必要ない」「どちらかという必要ない」が 65%だったので、それを大事にしたいと思った。
- ・質疑 教職員のアンケートでは、「必要」「どちらかという必要」が 41.2%、

それ以外が 58.8%。圧倒的多数が「必要ではない」という感じではなかったが。

- ・ 答弁 全てが賛成ということはありませんので、約 6 割が「必要ない」との意見だったのでそれを基にして決めた。最終的には校長が決めるわけなので。
- ・ 質疑 制服自由化の決定にあたりアンケート結果を参考にしたのか。
- ・ 答弁 非常に重要なものと考えている。
- ・ 質疑 アンケートの作成・実施の責任は校長にあるのか。
- ・ 答弁 校長が考え、検討委員会の意見をもらい作成した。
- ・ 質疑 アンケート結果を精査していくと、数字のずれが生じている。その点の認識は。
- ・ 答弁 結論から言うと分かりづらい質問内容であり、子どもたちへの教員による説明が不十分だった。
- ・ 質疑 今後アンケート作成にはすごく気を付けなければいけない。統計学や社会調査法では設問をいかに誘導的にしないかという観点が重視される（アンケートの黙従効果、黙従傾向）。聞き方によっては回答が大分異なってくる。今後検証する際には、誘導的だったのではないかという見方もできると思うのだが。
- ・ 答弁 意図してやっているわけではないが、専門的に言えばそうなるのであれば今後は気を付けなければならないことだと思う。
- ・ 質疑 アンケートのとり方次第では数値が変わってくると考えるか。
- ・ 答弁 2 回目のアンケートはシンプルにした。それを大事にしていきたい。
- ・ 質疑 今後アンケートの取り方を考えなくてはいけないのでは。
- ・ 答弁 十分精査してやらなければいけないということは理解した。
- ・ 質疑 児童生徒のアンケートの回答数が 138 件、保護者アンケートの回答数が 111 件で生徒と比較すると 80%の回答率である。100%が理想である。期間が 5 日間であったり、土日を対象外とした理由は。
- ・ 答弁 100%の回答率が望ましかったが、80%にとどまり残念だった。土日を含んでも良かったかと思う。
- ・ 質疑 アンケートの回答項目に「どちらともいえない」「分からない」があった方が良かったのでは。

- ・答弁 そこまで頭が回らなかった。
- ・質疑 アンケート２回目の保護者の回答数が 64 件となっている。児童生徒の回答数は 164 件なので、保護者の回答率は 39%となる。制服を不要と回答した者は１回目 41.4%で 46 人から、２回目は 54.7%と上がっているが、人数は 35 人に減っている。この結果をもって決定した理由は。
- ・答弁 回答率が減ったのは残念である。回答していない方は賛同してくれていると捉えて、決めさせてもらった。
- ・質疑 制服のある学校では、例えば入学式、卒業式などの儀式や公式行事に着る服を標準服としている。標準服に対しては、要保護・準要保護の家庭へは支援つまり補助があるとの認識でよいか。
- ・答弁 標準服を購入するに当たっては、要保護家庭に対しては、教育扶助における学用品等に要する費用として 8 万 1,000 円を上限に、準要保護家庭に対しては、新入学児童生徒学用品費等として一律に 6 万 3,000 円援助することとなっている。
- ・質疑 要保護・準要保護の家庭への周知をいつどのように行うのか。
- ・答弁 毎年度 9 月と 2 月に保護者に案内している。加えて今年度からメッセージ配信システムにより周知する。
- ・質疑 標準服購入支援制度の学校関係者（学校運営協議会、教育委員）への周知は行ったのか。市民は学校へ相談しづらいことを学校関係者へ相談することもあると思われる。
- ・答弁 周知については不徹底であった。
- ・質疑 保護者から問合せがあった場合の対応として学校関係者に周知する範囲は。
- ・答弁 学校運営協議会、教育委員会、議員等、事案に合った広報・周知をしていく。
- ・質疑 制服の機能の一つとして経済的な格差の不可視化があるが、その点の考慮はしたのか。
- ・答弁 小学校では私服登校なので、中学校（後期課程）で制服がなくても経済格差（の問題）は生まれないのではないかと思った。

④ 市教育委員会及び他の市内校との調整・打合せの状況

ア 通常、学校運営協議会の会議録は教育長及び教育委員会事務局職員（部

長、課長等)で共有されており、制服自由化に係る会議録も当然に共有されていた。なお、令和6年1月31日開催の教育委員会会議において教育委員から「制服についてなくすと聞いたが趣旨は何か」の質問が出ている。また、他の市内学校へは校長研究協議会において各校長へ伝えられた。

イ 主な質疑・答弁の要旨は次のとおりである。

- ・質疑 教育委員から「制服の廃止などの話は大きな話なので教育委員に報告してもらいたい」とあったが、報告していないのか。
- ・答弁 制服自由化が決定したことについては報告しなかった。
- ・質疑 教育委員は制服自由化が令和6年4月からという認識はあったか。
- ・答弁 具体的な時期は、話し合いの中では上がっていない。
- ・質疑 教育委員からの声は。
- ・答弁 令和6年第1回教育委員会会議に校長から説明した。その後委員からは意見等は出ていない。
- ・質疑 他の市内学校にはいつ伝えたか。意見は出たのか。
- ・答弁 9月か10月の校長研究協議会において伝えた。意見や質問が出たという記憶はない。
- ・質疑 制服自由化について、教育委員会はどのような役割を果たすべきだったのか。
- ・答弁 武蔵台小中学校の制服自由化の取組は教育委員会が了承したもので、決定までのプロセスに問題はない。教育委員会は然るべき時期にアナウンスする役割を果たすべきであった。

(5) 制服自由化による効果・影響について

ア 制服の自由化後の生徒の状況、学校の雰囲気等について、次のとおり説明があった。また、現地調査を行った。

- ・ 生徒の状況、学校の雰囲気等
多くの生徒が学校指定のジャージや体育着を着用し、私服着用者は一部の状況となっている。生徒の様子や学校の雰囲気に特段大きな変化はなく、昨年と同様に非常に生徒たちは落ち着いた学校生活を過ごしている。
- ・ 児童生徒、保護者、教職員からの意見等の有無
生徒及びその保護者から学校に対して、否定的な意見等が寄せられたことはこれまではなく、教育委員会に対しても同様で、制服自由化に関する

苦情等は寄せられていない。

- ・ 今後見込まれる効果、影響等

「子どもたちの自立を促す」等の制服自由化（教育）の効果は長い年月を経て出るものと考ええる。子どもたちの様子は制服を着用することによって受けるストレスは軽減され、伸び伸びと生活できていると感じる。

イ 主な質疑・答弁の要旨は次のとおりである。

- ・ 質疑 効果検証はどのように実施するのか。その結果によっては制服に戻すことも考えているのか
- ・ 答弁 学校評価による。推移を見守っていきたい。
- ・ 質疑 学校評価において服装自由化に関する項目が追加されるという認識でよいか。
- ・ 答弁 学校評価の評価項目について、教育委員会としては各学校の裁量に委ねている。学校としては独自のものを工夫して行っていきたい。
- ・ 質疑 具体的にどのように評価するのか。
- ・ 答弁 定量的評価と定性的評価で行う。
- ・ 質疑 効果測定に子どもの声を反映する考えは。
- ・ 答弁 子どもの声が一番大事である。アンケート等で吸い上げる。
- ・ 質疑 効果検証の際には声を上げられない子もいるかもしれないということをより強調してみていただきたい。
- ・ 答弁 そのようにする。
- ・ 質疑 制服自由化が生徒にとって良いことであるとわかったら日高市全域に広める考えはあるか。
- ・ 答弁 学校が話し合いを通して決めていくことが重要である。もしそういった声が生徒や保護者等から上がり、それを校長が必要と判断した場合には、武蔵台を参考としながら見直しの取組が進むものと考ええる。
- ・ 質疑 （あまりよくない影響が出てきたら）制服の自由化を廃止する考えはあるのか。
- ・ 答弁 学ぶにふさわしくない服装をしてきたら指導する。学校は学ぶところである。地域、保護者、子どもたちから声が上がってきたら、考えなければいけない。
- ・ 質疑 奇抜な、変わった服装で、先生から着替えてきなさいと言われた生徒はいるか。

- ・答弁 今のところいない。
- ・質疑 自由化を進める過程で生徒たちが変容した・変わった点は。
- ・答弁 今までの校則と違い生徒会が中心に話し合い、職員会議で提案させた。
- ・質疑 私立と違い公立の場合には何年かで生徒も教員も全て変わる。その状態の中で10年先、この熱い思いをどうやって維持していくのか。
- ・答弁 制服自由化が武蔵台の子どもたちのアイデンティティーにしたいと思っている。学校、保護者、地域の方が中心になっている学校運営協議会がある限りこのアイデンティティーは残せるのではないかと思う。学校を核として地域づくり、学校だけで教育するのではない、地域の方と一緒に学校教育を進めていく体制をつくるのが大事だと思う。
- ・質疑 アンケートは半数ではなく7割、8割の地域、子ども、保護者がオーケーと言ってスタートしなければアイデンティティーをつくる基盤は薄い状態のスタートになるのではないか。それを踏み切った根拠は。
- ・答弁 子どもたちに堅苦しい思いや、無理強いをさせていると感じ、何がいいのかを考えて6割で踏み切った。新しい学校をつくる、子どもたちに自立させたい、自分で考えることをさせたいと思い、決定した。

(6) 他の市内学校の状況・影響について

ア 他の市内学校の状況等は次のとおりで、教育委員会としては、各校における実践を尊重していくとのことである。

日高市立高根小中学校において、令和6年4月から、制服の選定を一部見直し、安価に購入できるものを導入した。その他の学校は現在のところ制服の自由化に係る取組の検討等についての報告はない。制服の自由化については武蔵台小中学校と同様、各学校において一定の合意形成を図りながら、校長が最終的にこれを決定するものであると判断している。

イ 主な質疑・答弁の要旨は次のとおりである。

- ・質疑 安価な制服とはどういうものか。
- ・答弁 既製品で、価格を大分落とした制服を採用することができた。ワイシャツをポロシャツにするなど配慮したと聞いている。
- ・質疑 値段はどのくらいか。
- ・答弁 男子で約7万円、女子で約8万円だったものが男女とも4万5,000

円位となった。

- ・質疑 制服と私服では私服の値段が上回ってしまうのではないかな。
- ・答弁 何とも言えない。8割の子が体育着できているので問題は冬場。防寒着として今まで部活で使用していたウィンドブレーカーを着るのではないかな。私服が制服の値段を上回ることはないのではないかなと思う。
- ・質疑 私たち（議員）は報道で自由化を知った。教育関係者でも知らない人もいようである。市内学校を含め教育関係者への情報共有はどこまでされているのか。
- ・答弁 令和6年4月以降に情報共有を図っている。周知が不徹底だった。
- ・質疑 周知不徹底の原因には組織のありよう自体に課題がある。改善が必要ではないかな。
- ・答弁 ご指摘のとおり。今後は教育委員会事務局一同、最善の注意を払う。また職員に指導等を行っていく。

6 委員会のまとめ（所見）

学校と教育委員会等の連絡調整機能が確保されるとともに、学校・家庭・地域の連携協力が強化され、地域全体で学校を支える体制が維持されることにより、子どもたちが健やかに育まれる環境づくりを進めることが大切である。

このような観点から、次のとおり、本委員会のまとめ（所見）とする。

(1) 学校と教育委員会との連絡調整等について

武蔵台小中学校の制服自由化に至る過程において、学校と教育委員会、教育委員会と市長部局との連絡調整等について課題が見られた。このような事例を踏まえて今後、学校と教育委員会とが緊密な連絡調整を図るとともに、市長等関係機関へは必要な情報が正確に早期に伝達される体制の確保が必要である。

(2) 学校における重要案件の決定について

武蔵台小中学校の制服自由化の導入時期は、当初予定された令和7年4月から令和6年4月に前倒しされたが、このことが関係者との調整準備の時間や地域住民等への周知・丁寧な説明の機会の確保に課題を残す一要因となったと言えなくもない。今後、市内の学校における制服見直しその他重要案件の議論を進めるに当たっては、十分な期間を確保した中で、保護者等学校関係者はもと

より、市教育委員会、他の市内学校、地域住民等との検討・調整・周知・説明を慎重に進めた上で決定に至ることが望ましいものとする。

(3) 関係者の意見聴取（アンケート）の在り方について

重要案件の決定には広く関係者の意見聴取が大切であり、意見聴取の仕方によっては決定に影響が出ることとなる。制服自由化に当たっては、関係者の意見聴取の手法としてアンケートが行われ、決定のための重要な要素となった。今後、アンケートを行うに当たっては、質問内容、回答方法等によっては結果が大分異なってくることを念頭に、その内容等を十分に精査した上で実施する必要がある。

(4) 制服自由化に伴う適切な指導対応について

制服自由化において懸念される点として、「服装が乱れて生活が乱れる」「学校への帰属意識が薄れる」「経済的格差の不可視化が損なわれる」などが考えられる。今後、武蔵台小中学校においては、生徒の生活状態の変化等に気を配り、制服自由化に係る教職員間での共通認識を明確にした上で、一人一人の生徒に応じた適切な指導に努めてもらいたい。

(5) 継続的な効果検証について

説明によると、制服自由化により、生徒のストレスが軽減され、伸び伸びと生活できていると感じられるが、一方、「子どもたちの自立を促す」等の制服自由化の目的に対する効果の確認は長い時間が掛かるとのことであった。このことから、武蔵台小中学校においては、学校評価に制服自由化に関する項目を設けるなど、継続的な効果検証が必要であり、その際は児童生徒の声が十分に反映されるように配慮した方法を工夫することが必要である。

- 資料 1 県費負担教職員制度について
- 資料 2 校則の見直し等に関する取組事例について（令和 3 年 6 月 8 日付け文部科学省初等中等教育局児童生徒課からの事務連絡）
- 資料 3 学校における通学用服等の学用品等の適正な取扱いについて（通知）（平成 30 年 3 月 19 日付け文部科学省初等中等教育局財務課・児童生徒課）
- 資料 4 制服自由化に至る経緯について
- 資料 5 制服自由化に係る児童生徒・保護者アンケート結果

県費負担教職員制度について

- ① 市(指定都市除く)町村立小・中学校等の教職員は市町村の職員であるが、設置者負担の原則の例外として、その給与については都道府県の負担とし、給与水準の確保と一定水準の教職員の確保を図り、教育水準の維持向上を図る。
- ② 身分は市町村の職員としつつ、都道府県が人事を行うこととし、広く市町村をこえて人事を行うことにより、教職員の適正配置と人事交流を図る。

文部科学大臣

教職員給与の1/3を負担
(義務教育費国庫負担法第2条)

都道府県教育委員会

(市町村立学校教職員給与負担法第1条)

教職員の給与の負担

(地教行法第37条)

教職員の任命

人事の内申
(地教行法第38条)

市町村教育委員会
(指定都市除く)

教職員の服務監督
(地教行法第43条)

設置・管理
(地教行法第21条第1号)

校長による意見の申出
(地教行法第39条)

市町村立学校
(指定都市除く)

教職員
(県費負担教職員)

(注)地教行法...地方教育行政の組織及び運営に関する法律

※指定都市は、教職員の任命、給与負担、服務監督及び学校の設置・管理を一元的に行い、教職員給与費の1/3を国が負担。



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY·JAPAN

資料2-1

校則の見直し等に関する取組事例

事務連絡
令和3年6月8日

各都道府県教育委員会指導事務主管課
各指定都市教育委員会指導事務主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国立大学法人担当課
附属学校を置く各公立大学法人担当課
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条
第1項の認定を受けた各地方公共団体の担当課

御中

文部科学省初等中等教育局児童生徒課

校則の見直し等に関する取組事例について

平素より、文部科学行政に対する御理解・御協力を賜り、誠にありがとうございます。

標記については、これまでも各学校において、学校を取り巻く社会環境や児童生徒の状況の変化に応じて、校則の見直し等に取り組んでいただいているところです。しかしながら、昨今の報道等においては、学校における校則の内容や校則に基づく指導に関し、一部の事案において、必要かつ合理的な範囲を逸脱しているのではないかとといった旨の指摘もなされています。

生徒指導提要（平成22年3月文部科学省）においても示されているとおり、校則は、学校が教育目的を達成するために必要かつ合理的な範囲内において定められるものです。児童生徒が心身の発達の過程にあることや、学校が集団生活の場であることなどから、学校には一定のきまりが必要です。また、学校教育において、社会規範の遵守について適切な指導を行うことは極めて重要なことであり、校則は教育的意義を有しています。

校則に基づき指導を行う場合は、一人一人の児童生徒に応じて適切な指導を行うと

ともに、児童生徒の内面的な自覚を促し、校則を自分のものとしてとらえ、自主的に守るように指導を行っていくことが重要です。教員がいたずらに規則にとらわれて、規則を守らせることのみの指導になっていないか注意を払う必要があります。また、校則の指導が真に効果を上げるためには、その内容や必要性について児童生徒・保護者との間に共通理解を持つようにすることが重要です。

学校を取り巻く社会環境や児童生徒の状況は変化するため、校則の内容は、児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえたものになっているか、絶えず積極的に見直さなければなりません。校則の内容の見直しは、最終的には教育に責任を負う校長の権限ですが、見直しについて、児童生徒が話し合う機会を設けたり、PTAにアンケートをしたりするなど、児童生徒や保護者が何らかの形で参加する例もあるほか、学校のホームページに校則を掲載することで見直しを促す例もあります。

また、校則の見直しは、児童生徒の校則に対する理解を深め、校則を自分たちのものとして守っていこうとする態度を養うことにもつながり、児童生徒の主体性を培う機会にもなります。

これらを踏まえ、今般、教育委員会や学校における校則の見直し等に関する取組事例をまとめましたので、別添のとおりお知らせいたします。各教育委員会や学校等においては、別添の取組事例も参考としながら、引き続き、学校や地域の実態に応じて、校則の見直し等に取り組んでいただきますようお願いいたします。

ついては、これらのことについて、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会等に対して、都道府県にあっては所轄の学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国立大学法人及び附属学校を置く公立大学法人にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体にあっては認可した学校に対して、周知を図るよう、御配慮をお願いいたします。

【添付資料】

- [別添1：校則の見直し等に関する取組事例について（教育委員会・学校）（PDF:67KB）](#) 
- [別添2：校則について（生徒指導提要（平成22年3月文部科学省）より抜粋（PDF:73KB）](#) 

【参考資料】

- [「生徒指導提要」（平成22年3月文部科学省）](#)

お問合せ先

初等中等教育局児童生徒課

校則について ①

別添2

1 校則の性質

- ✓ 校則は、学校が教育目的を実現していく過程において、児童生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律として定められるものである。
- ✓ 校則について定める法令の規定は特にないが、判例では、学校が教育目的を達成するために必要かつ合理的範囲内において校則を制定し、児童生徒の行動などに一定の制限を課することができ、校則を制定する権限は、学校運営の責任者である校長にあるとされている。
- ✓ 判例によると、社会通念上合理的と認められる範囲で、校長は、校則などにより児童生徒を規律する包括的な権能を持つと解されており、校則の内容については、学校の専門的、技術的な判断が尊重され、幅広い裁量が認められるとされている。

2 校則の内容と運用

(1) 校則の主な内容

- 校則には、学業時刻や児童会・生徒会活動などに関する規則だけでなく、服装、頭髮、校内外の生活に関する事項など、様々なものが含まれている。校則の内容は、社会通念に照らして合理的とみられる範囲内で、学校や地域の実態に応じて適切に定められることとなるので、学校種や児童生徒の実情、地域の状況、校風など、学校がその特色を生かし、創意工夫ある定め方ができる。
- ただし、しつけや道徳、健康などに関する事項で、細かいところまで規制するような内容は、校則とするのではなく、学校の教育目標として位置付けた取組とすることや、児童生徒の主體的な取組に任せることで足りると考えられる。

【校則の例】

- ・ 通学、欠席や早退等の手続き、欠席・欠課の扱い、考査に関するもの（登下校の時間、自転車・オートバイの使用等）
- ・ 校内外の生活に関するもの（授業時間、給食、環境美化、あいさつ、交通安全、校外での遊び、アルバイト等）
- ・ 服装、髪型、所持品に関するもの（制服や体操着の着用、パーマ・脱色、化粧、不要物、金銭等）

資料2-2

校則について ②

2 校則の内容と運用

(2) 校則の運用

- 校則に基づき指導を行う場合は、一人一人の児童生徒に応じて適切な指導を行うとともに、児童生徒の内面的な自覚を促し、校則を自分のものとしてとらえ、自主的に守るように指導を行っていくことが重要。教員がいたずらに規則にとらわれて、規則を守らせることのみの指導になっていないか注意を払う必要がある。
- 校則に違反した児童生徒に懲戒等の措置をとる場合があるが、その際には、問題の背景など児童生徒の個々の事情にも十分に留意し、当該措置が単なる制裁的な処分にとどまることができ、その後の指導の在り方も含めて、児童生徒の内省を促し、主体的・自律的に行動することができるようになるなど、教育的効果を持つものとなるよう配慮しなければならない。
- 校則の指導が真に効果を上げるためには、その内容や必要性について児童生徒・保護者との間に共通理解を持つようにすることが重要。そのため、校則は、入学時までなどに、あらかじめ児童生徒・保護者に周知しておく必要がある。その際には、校則に反する行為があった場合に、どのような対応を行うのか、その基準と併せて周知することも重要。

(3) 校則の見直し

- 学校を取り巻く社会環境や児童生徒の状況は変化するため、校則の内容は、児童生徒の実情、保護者の考え方、地域の状況、社会の常識、時代の進展などを踏まえたものになっているか、絶えず積極的に見直しなければならない。
- 校則の内容の見直しは、最終的には教育に責任を負う校長の権限であるが、見直しの際には、児童生徒が話し合う機会を設けたり、PTAにアンケートをしたりするなど、児童生徒や保護者が何らかの形で参加する例もある。

(※)「生徒指導提要」(平成22年3月文部科学省)より抜粋。

(※)制服については、「学校における通学用服装等の学用品等の適正な取扱いについて(通知)」(平成30年3月19日付け29初財務第26号)も参照。



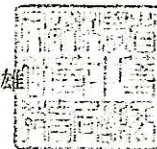
29初財務第26号

平成30年3月19日

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿
附属学校を置く各公立大学法人理事長
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局財務課長

合 田 哲 雄



(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局児童生徒課長

坪 田 知 広



(印影印刷)

学校における通学用服等の学用品等の適正な取扱いについて〈通知〉

学校における通学用服等の学用品等の購入については、平成29年10月2日文科初第472号「平成29年度要保護児童生徒援助費補助金の事務処理について（通知）」等を踏まえ、保護者等の経済的負担が過重なものとならないよう留意いただいていると存じますが、この度、改めて、学校における通学用服等の学用品等の取扱いについての留意事項等を下記のとおり通知しますので、十分に御了知の上、適切に取り扱われるようお願いします。

また、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く各国立大学法人学長及び各公立大学法人理事長におかれては、その管下の学校に対して、本通知の内容についての周知と必要な指導等について適切にお取り計らいいただきますようお願いします。

記

1 保護者の経済的負担軽減に係る留意事項

- (1) 学校及び教育委員会は、通学用服等の学用品等の購入について、保護者等の経済的負担が過重なものとならないよう留意すること。
- (2) 教育委員会は、保護者等ができる限り安価で良質な学用品等を購入できるよう、所管の学校における取組を促すとともに、各学校における取組内容の把握に努めること。
- (3) 学校及び教育委員会は、保護者等の経済的負担の軽減に向けた取組を行うに当たっては、公正取引委員会の「公立中学校における制服の取引実態に関する調査報告書」(平成 29 年 11 月公表) 等も参考とすること。

2 通学用服の選定等に当たっての留意事項

学校における通学用服の選定や見直しについては、最終的には校長の権限において適切に判断すべき事柄であるが、その選定や見直しを行う場合は、保護者等学校関係者からの意見を聴取した上で決定することが望ましいこと。教育委員会は、所管の学校において通学用服の選定や見直しが適切に行われるよう、必要に応じて指導を行うこと。

3 その他

国立、私立の学校の設置者においても、それぞれの実情に応じ、上記 1、2 の留意事項を参考にすること。

(参考) 公立中学校における制服の取引実態に関する調査について

(公正取引委員会：公立中学校における制服の取引実態に関する調査報告書を含む)

<http://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h29/nov/171129.html>

<担当>

○保護者の経済的負担軽減について

初等中等教育局財務課高校修学支援室就学支援係

電話 03-6734-4671

○通学用服の選定について

初等中等教育局児童生徒課生徒指導室生徒指導第一係

電話 03-6734-3299

資料4

制服自由化に至る経緯について

期 日	学校運営協議会	体育着・制服選定委員会(制服検討委員会)	学 校 等
R3. 4. 28	【第1回・協議(提案)】 中学生女子生徒のスラックス導入について検討していく。来年度からの導入を考えているので課題として取り上げたい。		
R3. 7. 14	【第2回・協議(意見)】 制服等について、導入学年等、廃止も含め検討していく必要がある。		
R3. 11. 24	【第3回・近況報告】 新スラックス・スカートについての紹介		
R4. 6. 8	【臨時・協議】 体育着及び制服の見直しについて(ゼロベースで見直す。)		
R4. 6. 15		【第1回】 ・趣旨説明 ・今後の見通し(制服の見直しについて9月以降に熟議を重ねる。)	
R4. 7. 13	【第2回・報告】 制服はR5年度については現行のまま6年度以降廃止も含めて検討、最終的には校長が決定。		
R4. 7. 27		【第2回】 ・体育着の選定について ※制服の見直し議論なし	
R4. 8. 24		【第3回】 ・体育着選定について ・体育着決定 ※制服の見直し議論なし	
R4. 10. 4		【第4回】 ・制服の必要性について検討(ゼロベースで考えていきたい。) ・今後の見通しの説明	

R4. 10			教員へアンケート実施：「制服の必要性」について自由記述
R4. 11. 8		【第5回】 ・教員の意見を報告 ・制服の必要性について協議	
R4. 11. 16	【第3回・報告】 制服については、費用・機能・生徒指導面から選定委員会で話し合い、令和5年7月までに決める。		
R5. 1. 24		【第6回】 ・児童生徒・保護者へのアンケート内容の検討 ・私服登校している学校（千葉市立打瀬中学校）の様子 の報告	
R5. 2. 13 ～2. 17			・児童生徒（5～8年生）・保護者へのアンケート実施
R5. 2. 15	【第4回・報告】 制服自由化についてのアンケート実施中。7月までに決定していきたい。		
R5. 2. 20			・小学校での「一日生活体験」：「私服登校可」とした。
R5. 3. 9	【第5回・報告】 アンケートの結果、制服、私服とも半々。今後議論していく。		
R5. 3. 15		【第7回】 ・アンケート結果の報告	
R5. 5. 22 ～5. 26			・カジュアルウィークの実施（後期課程の生徒のみ）
R5. 6. 2		【第8回】 ・カジュアルウィークの振り返り ・制服見直しに係る保護者会について	
R5. 6. 21			・制服見直しに係る保護者会の実施（趣旨説明、今後の見通し）
R5. 6. 26 ～6. 30			・児童生徒（5～9年生）・保護者へのアンケート実施
R5. 7. 10			・教職員に対する制服見直

			しに関する経緯等の説明・アンケートの実施
R5. 7. 12	【第2回・報告】 制服の見直しに係る保護者会を開催、アンケート調査考察結果→「必要性がない」が若干多い状況を踏まえ、制服検討委員会で方向性を見出し、学校運営協議会に諮る。		
R5. 7. 14		【第9回】 ・「制服見直し」の方向性を決定。「私服での登校」を可能とする。	
R5. 8. 2	【臨時】 制服検討委員会からの報告 ・制服見直しについての方向性と今後の見通しについて ①保護者への周知 ②千葉県印西市立西の原中学校への視察 ③カジュアルマンスの実施 ④学級活動において「私服登校について考える」		
R5. 9. 6			・私服登校を実施する千葉県印西市立西の原中学校への視察を実施（教頭・生徒指導主任・養護教諭）
R5. 9. 8			・保護者に対し「制服見直しの結果について」を通知し、私服登校可について周知
R5. 10. 1			・地域住民に対し「制服見直しの結果について」を通知し、私服登校可について周知
R5. 10～ R5. 11			・服装指導（6～8年生）～学級活動「学校生活にふさわしい服装を考える」 ※5年生は3学期の授業参観で実施
R 5. 11. 1 ～11. 30			・カジュアルマンソ（1か月間服装自由）の実施
R5. 11. 15	制服検討委員会報告：カジュアルマンソ授業の実施「私服登校 TP0 に応じた服装を考		

	える」。千葉県先進校視察報告		
R6. 1. 31			・令和6年第1回教育委員会会議において、校長が自校の実践について報告。教育委員からの質疑の際、制服自由化について説明
R6. 2. 14	【第4回・協議】 学校評価：制服の自由化を自立心の育成や自ら考える態度の育成につなげている。		
R6. 3. 6	【第5回・協議】 令和6年度学校経営方針：制服自由化		
R6. 3. 11			・「9年生の制服リサイクルについて」9年生保護者に通知し、制服リサイクルについて周知
R6. 3. 22			・「正装についての考え方について」保護者に通知し、正装の考え方等について周知

資料 5

制服自由化に係る児童生徒・保護者アンケート結果

※対象者；児童生徒（5～9年生）及びその保護者
＜1回目＞令和5年2月13日（月）～17日（金）に実施

結果の概要…児童生徒の約6割「制服はどちらかというとな必要ない・必要ない」と回答。保護者の約6割が「制服は必要・どちらかというとな必要」、4割が「制服はどちらかというとな必要ない・必要ない」と回答。

【児童生徒】

1 制服は必要か

○5, 6年生

必要・どちらかというとな必要：43.3%

必要ない・どちらかというとな必要ない：56.7%

○7～9年生

必要・どちらかというとな必要：42.3%

必要ない・どちらかというとな必要ない：57.7%

【保護者】

1 制服は必要か

必要・どちらかとな必要：58.5%

必要ない・どちらかというとな必要ない：41.4%

無回答 0.1%

2 「1」で「必要」または「どちらかというとな必要」と回答した方は、現在着用している制服を、機能性や性の多様性の観点から見直す必要がありますか。

必要・どちらかとな必要：51.5%

必要ない・どちらかというとな必要ない：8.5%

3 「1」で「どちらかというとな必要ない」「必要ない」と回答した方は、標準服を設けることについてどう思いますか。

必要・どちらかとな必要：72.8%

必要ない・どちらかというとな必要ない：27.2%

＜2回目＞令和5年6月26日（月）～30日（金）に実施

結果の概要…児童生徒・保護者ともに約6割が「制服はどちらかというとな必要ない・必要ない」、4割が「制服は必要・どちらかというとな必要」と回答。

【児童生徒】

1 制服は必要か

○5, 6 年生

必要・どちらかという必要 : 49.2%

必要ない・どちらかという必要ない : 50.8%

○7~9 年生

必要・どちらかという必要 : 35.0%

必要ない・どちらかという必要ない : 65.0%

【保護者】

1 制服は必要か

必要・どちらかという必要 : 45.3%

必要ない・どちらかという必要ない : 54.7%

2 「1」で「必要」または「どちらかという必要」と回答した方は、現在着用している制服を、機能性や性の多様性の観点から見直す必要がありますか。

必要・どちらかという必要 : 51.5%

必要ない・どちらかという必要ない : 8.5%

3 「1」で「どちらかという必要ない」「必要ない」と回答した方は、標準服を設けることについてどう思いますか。

必要・どちらかという必要 : 72.8%

必要ない・どちらかという必要ない : 27.2%

制服自由化に係る教職員アンケート結果(令和5年7月実施)

1 制服は必要か

必要・どちらかという必要 : 41.2%

必要ない・どちらかという必要ない : 58.8%

2 「1」で「必要」または「どちらかという必要」と回答した方は、現在着用している制服を、機能性や性の多様性の観点から見直す必要がありますか。

必要 : 46.5%

どちらかという必要 : 54.5%

必要ない・どちらかという必要ない : 0%